

株 主 各 位

岩手県紫波郡矢野町大字広宮沢第3地割426番地

株 式 会 社 薬 王 堂

代表取締役社長 西 郷 辰 弘

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年5月28日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 岩手県盛岡市盛岡駅前北通2-27
ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング
4階 メトロポリタンホール
本年は開催場所が変更となっておりますので
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第38期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 株式移転による完全親会社設立の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

-
-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 招集ご通知に添付すべき書類のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、以下に記載のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、添付書類には記載していません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要があるが生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yakuodo.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

当社は、2018年4月24日にマーケティング事業等を行う子会社Medica株式会社を新規設立いたしました。

これにより、当連結会計年度より連結計算書類作成会社となりました。

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、海外経済の減速が懸念されるなど、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの営業基盤であります東北地方においても全般に持ち直しの動きがみられるものの、個人消費は横ばい圏で足踏み状態が続いており、依然として厳しい経営環境となりました。

このような状況の中、当社グループは、販売価格や品揃えの強化を図り、来店客数及び買上点数の増加に取り組むとともに、小商圈ドミナント出店を推進し、ドラッグストアを岩手県6店舗、青森県6店舗、秋田県4店舗、宮城県5店舗、山形県4店舗、福島県2店舗の合計27店舗を新規出店いたしました。また、岩手県の100円ショップを退店し、当連結会計年度末の店舗数は265店舗（うち調剤併設型3店舗、調剤専門薬局1店舗）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は918億1千万円、営業利益は38億8千6百万円、経常利益は42億3千8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は29億4千5百万円となりました。

主要なドラッグストア事業における部門別の業績は次のとおりです。

① ヘルス部門

医薬品は健康食品、感冒薬等が伸張し、衛生用品では介護用紙おむつ、生理用品等が伸張いたしました。調剤も堅調に推移いたしました。その結果、売上高は前年同期比5.9%増加し、197億1千3百万円となりました。

② ビューティ部門

化粧品は基礎化粧品等が伸張し、トイレットリーではオーラルケア、ボディソープ等が伸張いたしました。その結果、売上高は前年同期比8.7%増加し、152億9千1百万円となりました。

③ ホーム部門

日用品は衣料洗剤、家庭紙等が伸張り、衣料品では軽衣料、靴下等が伸張いたしました。バラエティ部門はペット関連商品等が伸張いたしました。その結果、売上高は前年同期比12.1%増加し、183億2千7百万円となりました。

④ フード部門

食品は飲料、菓子、日配品等が伸張り、酒類ではビール類、酎ハイ等が伸張いたしました。その結果、売上高は前年同期比12.7%増加し、383億8千4百万円となりました。

部 門	売 上 高	前年同期比	構 成 比
	百万円	%	%
ヘルス	19,713	+5.9	21.5
ビューティ	15,291	+8.7	16.6
ホーム	18,327	+12.1	20.0
フード	38,384	+12.7	41.9
合 計	91,717	+10.4	100.0

(注) 部門別の主な取扱商品は次のとおりであります。

部 門	主 要 品 目
ヘルス	医薬品・衛生用品・医療用品・健康食品・介護用品・ベビー用品・調剤
ビューティ	化粧品・ヘアケア・オーラルケア・ボディケア
ホーム	洗剤・家庭紙・台所用品・実用衣料・履き物・服飾雑貨・文具・玩具・ペット用品・電気小物・書籍・たばこ
フード	菓子・飲料・食品・米・酒

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、有形固定資産47億8千8百万円、無形固定資産1億6千2百万円、敷金及び保証金2億6千9百万円等の合計56億6千7百万円となりました。その主なものは、27店舗の新店設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、新規出店のための有形固定資産の取得、敷金及び保証金の差入による支出の資金について、取引金融機関より25億円の長期借入れを実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

ドラッグストア業界は、各種規制緩和に伴う異業種参入など、小売業全体による出店競争や価格競争が進み、経営環境は一段と厳しさを増すものと思われます。

このような状況の中、当社グループは「地域の皆様の美と健康と豊かな暮らしに貢献する」ことを使命とし、経営理念であります「お客様に喜んで戴ける店づくり」のもと、小商圈へのドミナント出店を積極的に進め、「2026年2月期までに売上高2,000億円達成」を中期目標として取り組んでまいります。

① 出店戦略

商圈人口7千人で成立する、安さと利便性に専門性を兼ね備えた「小商圈バラエティ型コンビニエンスドラッグストア」をドミナント展開し、エリアでのシェア拡大を図ってまいります。

② 商品戦略

医薬品や化粧品の専門性に加え、食料品や日用品などの生活必需品を取り揃え、身近な場所で、より低価格で商品を提供することに取り組んでまいります。またプライベートブランド商品の育成にも注力してまいります。

③ 販売戦略

お客様が商品を自由を選べるセルフサービスを基本としつつ、お客様のニーズにお応えできる専門知識と接遇の向上を図り、ライトカウンセリングとフレンドリーサービスを充実させてまいります。また各種キャッシュレス決済サービスに対応し、お客様の利便性の向上に取り組んでまいります。

④ 人事戦略

新卒の定期採用と中途社員の計画採用、またパート社員の戦力化により、バランスの取れた組織体制を実現するとともに、女性管理職の積極登用に取り組み、組織の活性化を図ってまいります。

一方で、成果主義を基本とした公正で公平な処遇を行い、ワークライフバランスにも配慮し、従業員のモチベーションの向上に努めてまいります。

⑤ 物流戦略

店舗網の広域化に合わせた物流インフラの整備を進めるとともに、店舗オペレーションと一体化した効率的な物流システムを構築し、サプライチェーンの機能強化を図ってまいります。また庫内業務や配送業務の生産性向上を図り、物流センターの機能最大化に取り組んでまいります。

⑥ 情報戦略

顧客サービスの向上や業務の効率化を目的としたシステム投資を計画的に行い、外部環境の変化に柔軟に対応できる機能構築に取り組んでまいります。

⑦ 財務戦略

企業価値の最大化に向け、ローコスト経営の実践とともに、投資効率向上によるキャッシュフローの獲得に取り組み、創出したキャッシュは、戦略的な新店投資に優先的に配分しながら、安定的・継続的な配当還元を目指してまいります。

⑧ コーポレートガバナンス

コンプライアンスの徹底、リスク管理及び内部統制システムの機能充実、またコーポレートガバナンス・コードへの継続的な取り組み等により、更なるガバナンス強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第35期 (2016年2月期)	第36期 (2017年2月期)	第37期 (2018年2月期)	第38期 (当連結会計年度) (2019年2月期)
売 上 高 (百万円)	66,937	74,912	83,100	91,810
経 常 利 益 (百万円)	2,914	3,509	4,071	4,238
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,787	2,334	2,918	2,945
1株当たり当期純利益 (円)	90.56	118.28	147.84	149.21
総 資 産 額 (百万円)	28,740	32,346	35,451	40,981
純 資 産 額 (百万円)	12,330	14,369	16,912	19,462
1株当たり純資産額 (円)	624.63	727.94	856.77	985.93

- (注) 1. 当連結会計年度より、連結計算書類を作成しておりますので、第35期、第36期、第37期は、単体ベースで記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
3. 2016年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。2016年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Medica株式会社	3百万円	100.0%	マーケティング事業等

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主として次の事業を行っております。

医薬品、衛生用品、医療用品、化粧品、食品、日用雑貨品等の販売及び調剤薬局の経営、マーケティング事業

(8) 主要な事業所

- ① 本社 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地
- ② 店舗 岩手県98店舗、宮城県63店舗、青森県38店舗、
秋田県37店舗、山形県27店舗、福島県2店舗、
計265店舗

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末 比較増減	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	703名	50名(増)	30.30歳	6.90年

(注) 上記従業員の数には、パートタイマー及びアルバイトの期中平均1,853名(1日平均8時間換算)を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社岩手銀行	3,692
株式会社三井住友銀行	1,028
株式会社三菱UFJ銀行	700
株式会社みずほ銀行	653
株式会社七十七銀行	400
株式会社日本政策投資銀行	341

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 61,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,740,219株 (自己株式数981株を除く。)
- (3) 株主数 7,071名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株式会社TKKコーポレーション	7,584,000	38.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口、信託口1、信託口2、信託口4、 信託口5、信託口6、信託口7、信託口9)	2,316,800	11.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	901,500	4.57
薬王堂従業員持株会	698,200	3.54
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	530,000	2.68
西郷 辰弘	498,000	2.52
西郷 喜代子	498,000	2.52
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	277,200	1.40
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	247,052	1.25
伊藤 昭	231,000	1.17

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (981株) を控除して計算しております。

2. 2016年8月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社が2016年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	78,000	1.19
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	183,600	2.79
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	14,300	0.22

3. 2018年1月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOneインターナショナルが2018年1月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	620,700	3.14
アセットマネジメントOneインターナショナル	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK	260,100	1.32

4. 2018年7月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が2018年7月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	1,239,000	6.28

5. 2018年10月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友アセットマネジメント株式会社が2018年10月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階	822,300	4.17

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当連結会計年度末日における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当連結会計年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西郷 辰弘	
代表取締役副社長	西郷 喜代子	営業本部長
常 務 取 締 役	小笠原 康浩	管理本部長
取 締 役	吉 田 正 信	人事部長
取 締 役	東根 千万億	株式会社岩手日報社 代表取締役社長
取 締 役	久 慈 竜 也	株式会社久慈設計 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	坂 本 篤	
監 査 役	下 河 原 勝	株式会社FPホームサービス 代表取締役 株式会社FPシルバーサポート 代表取締役
監 査 役	鎌 田 英 樹	株式会社アイビーシー岩手放送 代表取締役社長 株式会社岩手日報社 社外監査役

- (注) 1. 取締役東根千万億氏及び久慈竜也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役下河原勝氏及び鎌田英樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役東根千万億氏及び久慈竜也氏、監査役下河原勝氏及び鎌田英樹氏を当社が株式を上場している東京証券取引所の規則等に定める独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	6名	120百万円	(うち社外	2名	4百万円)
監査役	3名	13百万円	(うち社外	2名	4百万円)

(4) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- 取締役東根千万億氏の兼職先である株式会社岩手日報社と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- 取締役久慈竜也氏の兼職先である株式会社久慈設計と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- 監査役下河原勝氏の兼職先である株式会社FPホームサービス及び株式会社FPシルバーサポートと当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- 監査役鎌田英樹氏の兼職先である株式会社アイビーシー岩手放送、株式会社岩手日報社と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	東根 千万億	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	久慈 竜也	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	下河原 勝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会14回開催のうち14回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	鎌田 英樹	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会14回開催のうち14回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 26百万円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 26百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定することができます。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、報酬その他の職務執行の対価としての財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額とします。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制システム構築に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役が率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令や定款に適合することを確保し、法令遵守を企業活動の前提とします。

コンプライアンス体制の推進を組織的かつ永続的に運営するための常設の機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の整備と遵守状況の把握を行い、結果を取締役に報告する体制を構築します。

また、内部通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、全役職員より法令違反等に関する相談や通報を受け付ける体制を整備します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議規程及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に適切に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を取り巻く様々なリスクに対応するために「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備するとともに、リスク管理委員会を設置してリスクの分析、評価及び対応状況を定期的に確認し、必要な対策を講じます。

また、重大事故、災害など緊急を要するリスクが発生した場合は、「リスク管理規程」に基づいて緊急対策本部を設置し、対策本部長を中心とした情報収集並びに対応策の検討、決定及び実施などにより迅速に対応する体制を整備します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は役職員が共有する全社的な目標を定め、これに基づき各部門は実施すべき具体的な行動計画を含めた目標を設定し、業務執行を行います。

取締役会は毎月開催するほか、取締役会を補完する経営会議において重要事項等を細部にわたり検討するとともに、週単位の業務執行状況を把握するための部長会議を毎週開催します。

- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の経営管理については、管理統括者を置くものとし、子会社の管理業務は管理統括者が当社内関連部門の協力を得て遂行します。
子会社に関わる重要事項及び業務執行状況については、子会社の代表者または管理統括者が定期的に当社の取締役会に報告をするものとします。
内部通報制度は子会社にも適用します。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、内部監査室所属の職員等（以下当該使用人）に監査業務に必要な事項を指示、命令することができます。当該使用人は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告します。
また、取締役は当該使用人の人事異動及び考課を行う場合には、事前に監査役会に意見を求めるものとします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告します。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとします。
また、内部通報制度の運用規程に基づき、監査役に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取扱いを禁止します。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役から職務の執行について所要の費用の請求を受けたときは、その費用が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用及びその債務を処理するものとします。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は業務の執行状況を把握するため、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席し意見を述べることができます。
また、監査役会は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

各部門において自己点検を毎月実施し、コンプライアンス委員会に報告しております。また、取締役会でその結果を四半期ごとに報告しております。

なお、社内研修や会議体によるコンプライアンスに関する教育の実施、社内広報などによる内部通報制度の周知を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

② リスクマネジメント

「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を年2回開催し、リスクの分析、評価及び対応状況を確認しております。

③ 内部監査体制

内部監査計画に基づき、業務監査を実施するとともに、監査役及び会計監査人と連携し、業務の適正化に努めております。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は企業行動憲章並びに役職員行動規範に基づく「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力等対策マニュアル」において、反社会的な団体・個人に対して常に毅然とした態度で臨み、どのような名目であっても、いかなる利益供与も行わず、これらの活動を助長するような行為も一切行わない旨定め、役職員に周知徹底を図っております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力排除に向けた社内体制として代表取締役社長を最高責任者、管理本部長を統括責任者とし、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、直ちに警察に届け出るなど、警察機関、顧問弁護士等と連携して全社的に問題を解決する体制を確立しております。

また、全役職員を対象として反社会的勢力排除の重要性等を教育・研修するとともに、全役職員や取引先等と反社会的勢力との関係の調査を一定のルールで実施しております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	16,419	流動負債	16,857
現金及び預金	756	買掛金	9,754
売掛金	437	短期借入金	1,600
商品	13,483	1年内返済予定の長期借入金	2,145
繰延税金資産	402	未払法人税等	813
その他	1,338	賞与引当金	436
貸倒引当金	△0	ポイント引当金	369
固定資産	24,562	店舗閉鎖損失引当金	71
有形固定資産	19,950	その他	1,667
建物及び構築物	16,960	固定負債	4,661
機械及び装置	147	長期借入金	3,360
工具、器具及び備品	1,088	資産除去債務	1,106
土地	686	その他	194
リース資産	4	負債合計	21,518
建設仮勘定	1,062	純資産の部	
無形固定資産	358	株主資本	19,462
投資その他の資産	4,252	資本金	1,080
投資有価証券	408	資本剰余金	1,331
繰延税金資産	838	利益剰余金	17,051
敷金及び保証金	2,604	自己株式	△0
その他	401	その他の包括利益累計額	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	19,462
資産合計	40,981	負債純資産合計	40,981

連結損益計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		91,810
売上原価		70,363
売上総利益		21,447
販売費及び一般管理費		17,560
営業利益		3,886
営業外収益		
受取利息	25	
受取事務手数料	132	
固定資産受贈益	71	
受取手数料	44	
古紙売却収入	45	
その他	50	369
営業外費用		
支払利息	14	
その他	4	18
経常利益		4,238
税金等調整前当期純利益		4,238
法人税、住民税及び事業税	1,369	
法人税等調整額	△76	1,292
当期純利益		2,945
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,945

連結株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年3月1日残高	1,080	1,331	14,500	△0	16,911
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△394		△394
親会社株主に 帰属する当期純利益			2,945		2,945
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,550	△0	2,550
2019年2月28日残高	1,080	1,331	17,051	△0	19,462

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
2018年3月1日残高	0	0	16,912
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△394
親会社株主に 帰属する当期純利益			2,945
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△0	△0	△0
連結会計年度中の変動額合計	△0	△0	2,549
2019年2月28日残高	0	0	19,462

貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	16,375	流動負債	16,825
現金及び預金	749	買掛金	9,754
売掛金	403	短期借入金	1,600
商品	13,483	1年内返済予定の長期借入金	2,145
前払費用	243	リース債務	1
繰延税金資産	402	未払金	1,520
未収入金	1,074	未払法人税等	808
その他	17	預り金	117
貸倒引当金	△0	賞与引当金	436
固定資産	24,565	ポイント引当金	369
有形固定資産	19,950	店舗閉鎖損失引当金	71
建物	13,721	その他	2
構築物	3,239	固定負債	4,661
機械及び装置	147	長期借入金	3,360
工具、器具及び備品	1,088	役員に対する長期未払金	175
土地	686	リース債務	2
リース資産	4	資産除去債務	1,106
建設仮勘定	1,062	その他	15
無形固定資産	358	負債合計	21,486
ソフトウェア	332	純資産の部	
その他	26	株主資本	19,453
投資その他の資産	4,255	資本金	1,080
投資有価証券	408	資本剰余金	1,331
関係会社株式	3	資本準備金	1,122
長期前払費用	400	その他資本剰余金	209
繰延税金資産	838	利益剰余金	17,042
敷金及び保証金	2,604	利益準備金	14
その他	0	その他利益剰余金	17,027
		特別償却準備金	13
		別途積立金	2,585
		繰越利益剰余金	14,429
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	40,940	純資産合計	19,453
		負債純資産合計	40,940

損 益 計 算 書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		91,717
売 上 原 価		70,289
売 上 総 利 益		21,428
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,560
営 業 利 益		3,868
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25	
受 取 手 数 料	44	
受 取 事 務 手 数 料	132	
固 定 資 産 受 贈 益	71	
古 紙 売 却 収 入	45	
そ の 他	54	373
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
そ の 他	4	18
経 常 利 益		4,223
税 引 前 当 期 純 利 益		4,223
法人税、住民税及び事業税	1,363	
法 人 税 等 調 整 額	△76	1,287
当 期 純 利 益		2,936

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
2018年3月1日残高	1,080	1,122	209	1,331
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
特別償却準備金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2019年2月28日残高	1,080	1,122	209	1,331

	株主資本							
	利益剰余金						自己 株式	株主資本 合計
	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合計			
		特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
2018年3月1日残高	14	22	2,585	11,878	14,500	△0	16,911	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△394	△394		△394	
特別償却準備金の取崩		△8		8	—		—	
当期純利益				2,936	2,936		2,936	
自己株式の取得						△0	△0	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	△8	—	2,550	2,541	△0	2,541	
2019年2月28日残高	14	13	2,585	14,429	17,042	△0	19,453	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
2018年3月1日残高	0	0	16,912
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△394
特別償却準備金の取崩			—
当期純利益			2,936
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△0	△0	2,540
2019年2月28日残高	0	0	19,453

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年4月5日

株式会社 薬 王 堂
取締役会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 江 光 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 澤 義 典 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社薬王堂の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社薬王堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年4月5日

株式会社 薬 王 堂
取締役会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 今 江 光 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮 澤 義 典 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社薬王堂の2018年3月1日から2019年2月28日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月9日

株式会社 薬王堂 監査役会

常勤監査役 坂本 篤 ㊟

監査役 下河原 勝 ㊟

監査役 鎌田 英樹 ㊟

(注) 監査役下河原勝及び監査役鎌田英樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開の促進及び経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金21円

総額 414,544,599円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年5月30日

第2号議案 株式移転による完全親会社設立の件

当社は、2019年9月2日（予定）を期日として、当社の単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、持株会社（完全親会社）である「株式会社薬王堂ホールディングス」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2019年4月9日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由

(1) 背景

当社が属するドラッグストア業界は、各種規制緩和に伴う異業種参入など、小売業全体による出店競争や価格競争が進み、経営環境は一段と厳しさを増しております。このような状況の中、当社は「地域の皆様的美と健康と豊かな暮らしに貢献する」ことを使命とし、経営理念であります「お客様に喜んで戴ける店づくり」のもと、小商圏へのドミナント出店を積極的に進め、東北エリアに店舗数300店舗を展開することを中期目標として取り組んでおりますが、今後、更なるドミナントの強化・推進による成長及び将来を見据えた継続的な企業価値の向上を追求するためには、持株会社体制へ移行することが最適と判断いたしました。

(2) 目的

当社が持株会社体制へ移行する主な目的は、以下のとおりです。

① 経営の機動性・効率性の向上

持株会社は、グループ全体の最適な経営戦略の立案を担うことでグループ経営機能を強化し、各事業会社はグループ経営戦略に沿った迅速な意思決定・業務執行を行うことで、機動的な経営体制を構築できると考えております。また、グループ経営戦略のもと、グループの経営資源を最大限活用した最適な経営資源の配分を行うことで、経営の効率性の向上を図ってまいります。

② 将来を見据えた事業執行体制の構築

各事業会社は、明確化された責任と権限のもと、それぞれの事業環境と事業特性に応じた最適な運営体制を構築するとともに、将来の持続的な成長を見据えた新規事業の推進、次世代人材の登用・早期育成を図ってまいります。

③ コーポレート・ガバナンス体制の強化

事業会社へ権限を委譲し、事業会社の責任と役割を明確にするなど、グループの経営機能と業務執行機能を分離することにより、グループのコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

(3) 持株会社の新規上場に関する取扱い

本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、持株会社は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である2019年9月2日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社薬王堂（以下「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲は、単独株式移転の方法により、第6条に定める乙の成立の日において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

第2条（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

（1）目的

乙の目的は、別紙「株式会社薬王堂ホールディングス 定款」第2条に記載のとおりとする。

（2）商号

乙の商号は、「株式会社薬王堂ホールディングス」とし、英文では「YAKUODO HOLDINGS Co., Ltd.」と表示する。

（3）本店の所在地

乙の本店の所在地は、岩手県紫波郡矢巾町とする。

（4）発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、61,200,000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「株式会社薬王堂ホールディングス 定款」に記載のとおりとする。

第3条（乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

乙の設立時取締役及び設立時監査役（補欠監査役を含む。）の氏名並びに設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

- （1）設立時取締役
西郷 辰弘
西郷 喜代子
小笠原 康浩
吉田 正信
東根 千万億
久慈 竜也
- （2）設立時監査役（補欠監査役を含む。）
坂本 篤
下河原 勝
鎌田 英樹
中村 真二郎（補欠監査役）
- （3）設立時会計監査人
有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する乙の株式及びその割当て）

1. 乙は、本株式移転に際して、甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時に発行している普通株式の数に1を乗じて得られる数の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、前項の定めにより交付される乙の普通株式を、基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

乙の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- （1）資本金の額
100,000,000円
- （2）資本準備金の額
25,000,000円
- （3）利益準備金の額
0円

第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2019年9月2日とする。ただし、本株式移転の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により乙の成立の日を変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

甲は、2019年5月29日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により当該開催日を変更することができる。

第8条（株式上場）

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。

第9条（株主名簿管理人）

乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条（自己株式の消却）

甲は、乙の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時までに消却する。

第11条（本計画の変更等）

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第12条（本計画の効力）

本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- （1）第7条に定める甲の株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られない場合
- （2）本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られない場合

第13条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

2019年4月9日

甲：岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地
株式会社薬王堂
代表取締役社長 西郷 辰弘

株式会社薬王堂ホールディングス
定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社薬王堂ホールディングスと称し、英文では
YAKUODO HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の経営管理及びこれに付帯する業務を行うことを目的とする。

1. 医薬品、医薬部外品、毒物、劇物、医療用機械器具、衛生用品の製造販売および輸出入並びに処方箋による調剤
2. 薬局、薬店の経営
3. 化粧品、日用品雑貨、ペットフード、ペット用品の製造、販売および輸出入
4. 衣料品、履物、室内装飾品の製造、販売および輸出入
5. 酒類、調味料、飲料水、乳製品、菓子、加工食料品、生鮮食料品、その他食料品の製造、販売および輸出入
6. 米穀類、切手印紙類、煙草の販売
7. 文具、事務用品、度量衡器、玩具の製造、販売および輸出入
8. 写真器材の販売および輸出入並びに写真現像取次業
9. 雑誌、書籍、レコード、録音・録画テープ、CD、楽器の販売および輸出入
10. 時計、眼鏡、貴金属製品、装身具の販売および輸出入
11. 家庭用電化製品、自動車用品、自転車用品の販売および輸出入
12. 種苗、花、植木、園芸用品、肥料、農薬の販売および輸出入
13. フランチャイズチェーンシステムによるドラッグストア、コンビニエンスストア及び飲食店の経営並びに加盟店の経営指導及び経理事務の受託
14. クリーニング業及び前各号の機械器具修理営繕取次業
15. 物品のリース及びレンタル業並びに古物販売

16. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
17. 広告宣伝に関する代理店業
18. 各種セミナー、イベント、講演会等の開催
19. 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業
20. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
21. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業
22. 介護保険法に基づく施設サービス事業
23. 損害保険代理店業
24. 旅行代理店業
25. プリペイドカードの発行及び取り扱い
26. 電子マネー及びその電子的価値情報の発行、販売及び管理
27. インターネット等の情報通信システムによる通信販売・販売促進サービス
28. ヘルスケアに関するデータの情報収集、分析及び情報提供
29. 前各号の事業への投資及び融資業
30. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を岩手県紫波郡矢巾町に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、61,200,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式、ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に関する情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に、当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の責任免除)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠または増員で選任された取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期日を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第30条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の解任)

第33条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(監査役の責任免除)

第34条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。

④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期日を短縮することができる。

(常勤監査役)

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第46条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第47条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(期末配当金)

第48条 当社は、株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

② 未払の期末配当および中間配当金には利息をつけない。

第 8 章 附 則

(株式移転による設立)

第51条 本定款は、会社法第5編第4章第1節に定める株式移転により株式会社薬王堂ホールディングスを設立するにあたり作成したものであり、設立の時に効力を生じる。

(最初の事業年度)

第52条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2020年2月末日までとする。

(設立時役員)

第53条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役（補欠監査役を含む。）及び設立時会計監査人は、以下のとおりとする。

1. 設立時取締役
西郷 辰弘
西郷 喜代子
小笠原 康浩
吉田 正信
東根 千万億
久慈 竜也
2. 設立時代表取締役
西郷 辰弘
西郷 喜代子
3. 設立時監査役（補欠監査役を含む。）
坂本 篤
下河原 勝
鎌田 英樹
中村 真二郎（補欠監査役）
4. 設立時会計監査人
有限責任監査法人トーマツ

(当初の本店所在場所)

第54条 当会社の設立時の本店所在場所は、岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地とする。

(電子公告のアドレス)

第55条 当会社が電子公告を行うウェブページのアドレスは以下のとおりとする。

『<https://www.yakuodo.co.jp/ir/officialnotice.html>』

(取締役等の報酬)

第56条 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の額は、年額400,000,000円以内とする。

② 第41条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの監査役の報酬等の額は、年額100,000,000円以内とする。

(附則の削除)

第57条 本章の規定は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除される。

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

① 交付する株式の数及びその割当ての相当性に関する事項

本株式移転は、当社の単独株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、持株会社の株式はすべて本株式移転の効力発生直前の当社の株主の皆様のみ割当てられることとなります。株主の皆様は不利益を与えないことを第一義として、本株式移転の効力発生直前の当社の株主構成と持株会社の設立直後の株主構成に変化がないことから、株主の皆様が保有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当てることといたします。上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

この結果、持株会社の発行する新株式数は、普通株式19,740,219株となる予定ですが、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、当社が保有し又は今後新たに取得する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）のうち、実務上消却が可能な範囲の株式については、本株式移転の効力発生に先立ち消却することを予定しているため、当社が2019年2月28日時点において保有する自己株式981株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、上記のとおり本株式移転は当社単独による株式移転でありますので、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりませんが、上記の株式移転比率は、基本的に株式の価値に変動を伴わないものであり、相当であると判断しております。

② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の設立時の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定められており、持株会社の目的、規模及び設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 株式移転完全子会社についての事項

当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

4. 持株会社の取締役となる者についての事項

持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数	割当てられ る持株会社 株式の数
さいごう たつひろ 西郷 辰弘 (1952年4月13日生)	1976年4月 日立クレジット株式会社（現日立キャピタル株式会社）入社 1977年7月 株式会社小田島入社 1978年4月 都南プラザドラッグ創業 1981年2月 有限会社薬王堂設立 代表取締役 1991年6月 株式会社薬王堂（組織変更） 代表取締役社長（現任）	498,000株	498,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社創業からの経営者としての豊富な経験と実績を有しております。持株会社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			
さいごう きよこ 西郷 喜代子 (1953年9月3日生)	1976年4月 株式会社御天気堂薬局入社 1978年4月 都南プラザドラッグ創業 1981年2月 有限会社薬王堂設立 専務取締役 1991年6月 株式会社薬王堂に組織変更 専務取締役営業担当 2003年3月 専務取締役営業本部長 2018年5月 代表取締役副社長営業本部長（現任）	498,000株	498,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社創業からの営業部門の責任者としての豊富な経験と実績を有しております。持株会社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			
おがさわら やすひろ 小笠原 康浩 (1964年11月29日生)	1988年2月 アイワ岩手株式会社入社 2005年3月 当社入社 2010年7月 財務部長 2014年5月 取締役財務部長 2016年5月 常務取締役管理部門管掌兼財務部長 2017年3月 常務取締役管理本部長（現任）	8,400株	8,400株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の管理部門での豊富な経験と実績を有しております。持株会社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			
よしだ まさのぶ 吉田 正信 (1961年4月9日生)	1984年4月 株式会社岩手銀行入行 2010年10月 同行宮古支店長 2013年6月 同行中ノ橋支店長 2015年6月 同行リスク統括部長兼金融商品管理室長 2017年4月 当社入社 管理本部付部長 2017年5月 取締役社長室長 2018年3月 取締役人事部長（現任）	1,000株	1,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の人材開発においての実績を有しております。持株会社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数	割当てられ る持株会社 株式の数
あずまねちまお 東根 千万億 (1952年12月26日生)	1976年4月 株式会社岩手日報社入社 2014年6月 同社代表取締役社長（現任） 2016年5月 当社取締役（現任） 【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、報道機関の経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。公正かつ客観的な立場で意見をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。	—	—
くじたつや 久慈 竜也 (1958年6月2日生)	1982年4月 株式会社久慈設計入社 2007年4月 同社代表取締役社長（現任） 2016年5月 当社取締役（現任） 【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、建築設計会社における経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。公正かつ客観的な立場で意見をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。	—	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 東根千万億氏及び久慈竜也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 東根千万億氏及び久慈竜也氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、それぞれ本総会終結の時をもって3年であります。
4. 当社は、東根千万億氏及び久慈竜也氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。持株会社が設立され、両氏が持株会社の社外取締役に就任した場合には、持株会社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、東根千万億氏及び久慈竜也氏を、当社が株式上場している東京証券取引所の規則等に定める独立役員として届け出ております。持株会社が設立され、両氏が持株会社の社外取締役に就任した場合には、持株会社は、両氏を、持株会社が株式上場することを予定している同取引所の規則等に定める独立役員として届け出る予定であります。
6. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2019年2月28日現在の状況を記載しており、また、割当てられる持株会社株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる持株会社株式数は、設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

5. 持株会社の監査役となる者についての事項

持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数	割当てられ る持株会社 株式の数
さかもと あつし 坂本 篤 (1962年10月18日生)	1985年4月 株式会社東北メルコムビジネス平金入社 1997年9月 当社入社 2003年3月 業務システム部長 2014年3月 経営企画室長 2016年3月 内部監査室長 2016年5月 補欠監査役 2017年5月 常勤監査役 (現任)	23,100株	23,100株
【監査役候補者とした理由】 同氏は、当社の経営企画室長を務めるなど、経営に関する豊富な知識と経験を有しております。これらの見識・経験に鑑み、同氏を監査役として選任をお願いするものであります。			
しもかわら まさる 下河原 勝 (1954年3月29日生)	1991年4月 有限会社日盛ホームサービス (現株式会社FPホームサービス) 代表取締役 (現任) 2000年5月 当社監査役 (現任) 2010年12月 株式会社FPシルバーサポート 代表取締役 (現任)	-	-
【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、建築工事業、建築計画コンサルティング業等を経営しており、当社の出店計画並びに経営全般に対して指導及び監査を行える人材であると期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。			
かまた ひでき 鎌田 英樹 (1953年12月11日生)	1978年4月 株式会社アイビーシー岩手放送入社 2011年6月 同社代表取締役社長 (現任) 2014年6月 株式会社岩手日報社 社外監査役 (現任) 2015年5月 当社監査役 (現任)	-	-
【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、株式会社アイビーシー岩手放送の代表取締役であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

2. 下河原勝氏及び鎌田英樹氏は、社外監査役候補者であります。

3. 下河原勝氏及び鎌田英樹氏は、現在当社の社外監査役であります。下河原勝氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって19年であります。鎌田英樹氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

4. 当社は、坂本篤氏、下河原勝氏及び鎌田英樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。持株会社が設立され、坂本篤氏、下河原勝氏及び鎌田英樹氏が持株会社の監査役に就任した場合には、持株会社は坂本篤氏、下河原勝氏及び鎌田英樹氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、下河原勝氏及び鎌田英樹氏を、当社が株式上場している東京証券取引所の規則等に定める独立役員として届け出ております。持株会社が設立され、両氏が持株会社の社外監査役に就任した場合には、持株会社は、両氏を、持株会社が株式上場することを予定している同取引所の規則等に定める独立役員として届け出る予定であります。
6. 監査役候補者の所有する当社株式数は、2019年2月28日現在の状況を記載しており、また、割当てられる持株会社株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる持株会社株式数は、設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

6. 持株会社の補欠監査役となる者についての事項

持株会社の補欠監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数	割当てられ る持株会社 株式の数
なかむら しんじろう 中村 真二郎 (1965年11月10日生)	1989年4月 日興証券株式会社入社 1999年2月 北光コンサル株式会社入社 2006年9月 当社入社 2013年3月 財務部マネージャー 2017年3月 財務部長 2017年5月 補欠監査役(現任)	8,216株	8,216株
<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、幅広い経験・知識を有しており、当社入社以来、財務部の中心的役割を担い、当社の事業及び財務・会計に精通しております。現在は当社財務部長として経営に関する見識と豊かな経験を有していることから、同氏を補欠監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 補欠監査役候補者の所有する当社株式数は、2019年2月28日現在の状況を記載しており、また、割当てられる持株会社株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる持株会社株式数は、設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
3. 中村真二郎氏の所有する当社株式は、当社従業員持株会を通じての所有分であります。

7. 持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所の所在場所	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
沿革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1990年2月 監査法人トーマツに名称変更。国際会計事務所組織であるデロイトトウシュートーマツに主要構成事務所として参加 2009年7月 有限責任監査法人へ移行し、有限責任監査法人トーマツに名称変更

- (注) 有限責任監査法人トーマツを会計監査人候補とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さか もと あつし 坂本 篤 (1962年10月18日生)	1985年4月 株式会社東北メルコムビジネス平金入社	23,100株
		1997年9月 当社入社	
		2003年3月 当社業務システム部長	
		2014年3月 当社経営企画室長	
		2016年3月 当社内部監査室長	
		2016年5月 当社補欠監査役	
		2017年5月 当社常勤監査役（現任）	
【監査役候補者とした理由】			
同氏は、当社の経営企画室長を務めるなど、経営に関する豊富な知識と経験を有しております。これらの見識・経験に鑑み、同氏を監査役として選任をお願いするものであります。			
2	しもかわら まさる 下河原 勝 (1954年3月29日生)	1991年4月 有限会社日盛ホームサービス (現株式会社FPホームサービス) 代表取締役（現任）	—
		2000年5月 当社監査役（現任）	
		2010年12月 株式会社FPシルバーサポート 代表取締役（現任）	
【社外監査役候補者とした理由】			
同氏は、建築工事業、建築計画コンサルティング業等を経営しており、当社の出店計画並びに経営全般に対して指導及び監査を行える人材であると期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。			
3	かまた ひで き 鎌田 英樹 (1953年12月11日生)	1978年4月 株式会社アイビーシー岩手放送 入社	—
		2011年6月 株式会社アイビーシー岩手放送 代表取締役社長（現任）	
		2014年6月 株式会社岩手日報社 社外監査役（現任）	
		2015年5月 当社監査役（現任）	
【社外監査役候補者とした理由】			
同氏は、株式会社アイビーシー岩手放送の代表取締役であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。			

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 下河原勝氏及び鎌田英樹氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、下河原勝氏及び鎌田英樹氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。

3. 社外監査役候補者の在任期間及び独立性について

- ・下河原勝氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって19年となります。
- ・鎌田英樹氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
- ・下河原勝氏及び鎌田英樹氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

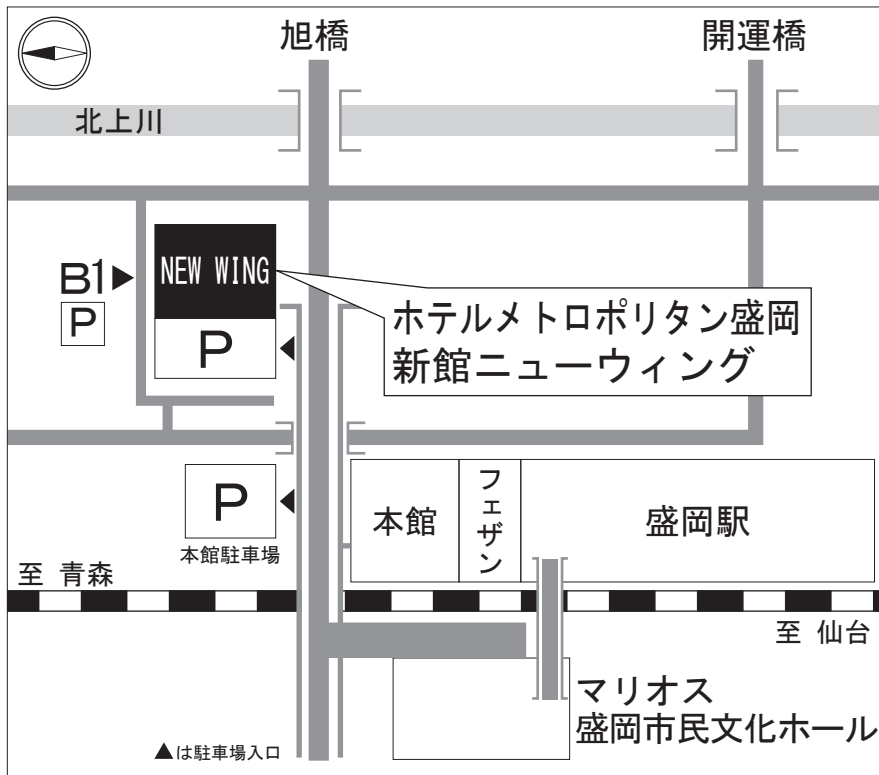
4. 当社は、坂本篤氏、下河原勝氏及び鎌田英樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。坂本篤氏、下河原勝氏及び鎌田英樹氏の再任が承認された場合、当社は坂本篤氏、下河原勝氏及び鎌田英樹氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場： 岩手県盛岡市盛岡駅前北通 2-27
ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング
4階メトロポリタンホール

TEL 019-625-1211



●交通のご案内

- JR盛岡駅より、徒歩で約5分
- 東北自動車道・盛岡ICより車で約10分
- 花巻空港より、車で約40分